

私たちの地域は私たちが守る

～自主防災マニュアル（別冊）～

（避難行動要支援者名簿活用 編）



久留米市校区まちづくり連絡協議会防災対策検討委員会

平成31年3月

はじめに

避難行動要支援者名簿は

身近な人を守るための重要なツールです！

避難行動要支援者名簿は、災害時に自力やご家族だけでは避難することが困難な方々の避難を助け、“命を守る”ための名簿です。

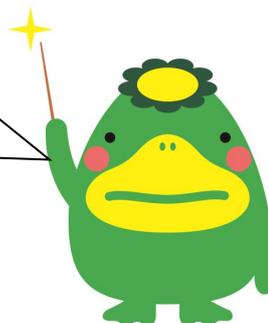
そのためには、支援をする誰もが一目瞭然に分かるよう、普段から整備しておく必要があります。

については、誰（避難行動要支援者）を、誰（と誰）が、どんな方法で、どのルートで、どこに避難させるのか、などはもちろん、病気や障がい等の情報や必要な支援の程度（“支援区分”）等を記載しておくことも重要です。

これらの情報を特定の支援者（例えば民生委員・児童委員）だけで把握していても、いざという時にその人だけで安否確認や救出ができるものではありませんし、名簿も生きたツールにはなりません。

日頃から地域の支援者みんなで、しっかり支え合いましょう！

**日頃から関わり、一緒に考えることで、
支援を必要とする方の顔が見えてきます！**



久留米市校区まちづくり連絡協議会 防災対策検討委員会

【自主防災マニュアル（別冊）】

～避難行動要支援者名簿活用 編～

第1章 基礎編	P 3
1. 用語の定義	P 5
2. 要配慮者の特徴と必要な支援	P 6
3. 避難行動要支援者名簿とは	P 7
4. 名簿の登録ステップ（登録から活用までのイメージ）	P 11
5. 名簿の管理方法	P 14
第2章 活用編	P 15
1. 平常時の活用	P 16
（1）避難行動要支援者名簿を活用した図上訓練の取組み	P 19
（2）地域の防災訓練への当事者参加の取組み	P 22
（3）個別支援計画の充実・具体化の取組み	P 24
2. 災害時の活用	P 26
（1）風水害の場合	P 26
（2）地震の場合	P 27
第3章 資料編	P 28
（1）名簿に関するよくある質問 Q & A	P 29
（2）様式	P 32
（3）地域の情報ごとに複層化したマップ（見本）※別添	

第1章 基礎編

1. 用語の定義
2. 要配慮者の特徴と必要な支援
3. 避難行動要支援者名簿とは
4. 名簿の登録ステップ（登録から活用までのイメージ）
5. 名簿の管理方法

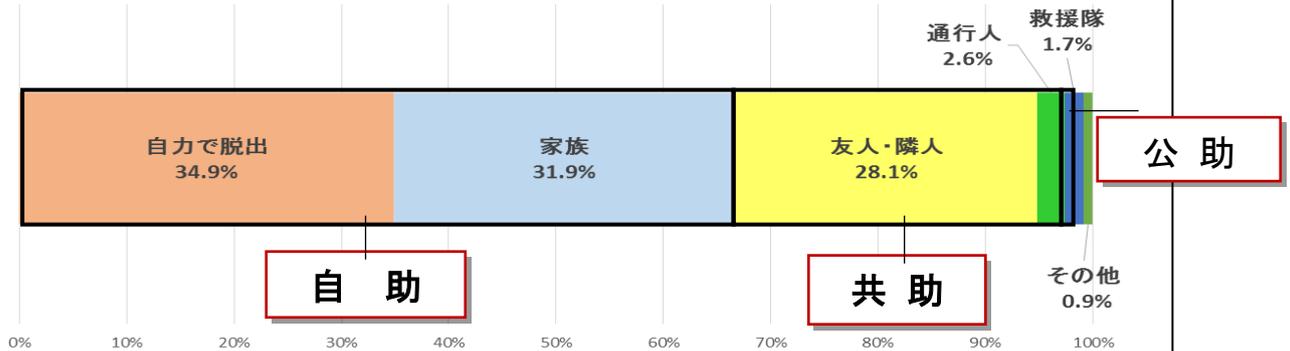
第1章では、避難行動要支援者名簿に関する基礎的なことを記載しています。自主防災活動において、避難行動要支援者名簿を効果的に活用するためには、登録のルールや名簿の適切な管理方法など、基礎的なことを理解しておくことが重要です。



トピックス～過去の災害から～

阪神・淡路大震災の際に生き埋めになった人や

閉じ込められた人を救ったのは身近な人達でした



出典：内閣府 平成 29 年度版防災白書
(社) 日本火災学会 (1996) 「1995 年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」から作成

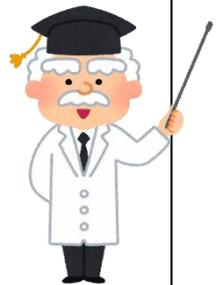
この図から、災害が起こったときにまず頼れるのは、自分自身や家族、地域の人たちだということがわかります。

一刻を争うとき、行政の支援より地元が早い！

過去の災害の教訓として、大規模な災害が発生した直後は、行政には多くの通報が殺到し、交通も寸断され、支援は間に合わないことが分かっています。

そんな中で過去の大規模災害のときに、被害が少なかった地域では、

- 地域で支援が必要な人の名簿を作り、把握に努めていた。
- 日頃からお互いに挨拶を交わし、声をかけあっていた。
- 当事者を含む避難訓練等の防災訓練に取り組んでいた。



こういった地域では、実際に災害が起きて、行政や消防などの“公助”が十分な機能を果たせないときでも、地域住民の間で安否確認や情報伝達がスムーズに行われたため、被害の軽減に繋がったとされています。

1. 用語の定義

(1) 要配慮者（ようはいりょしゃ） ※1

災害時に配慮が必要な方です。

例えば・・・

○高齢者

- ・一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯
- ・寝たきりの方
- ・認知症の方 など

○障がいのある方

- ・視覚、聴覚、言語が不自由な方
- ・肢体が不自由な方
- ・内部障がいのある方
- ・精神障がいのある方
- ・知的障がいのある方
- ・難病をお持ちの方 など

○手助けが必要な場合もある方

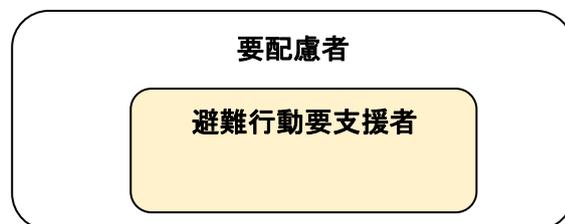
- ・妊産婦
- ・乳幼児、児童
- ・けがや病気の方
- ・外国人の方 など



(2) 避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ） ※2

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、避難の際に特に支援を要する方です。

イメージ図



(根拠法)

※1 災害対策基本法 第8条第2項第15号

※2 同 法 第49条の10

2. 要配慮者の特徴と必要な支援

どんな支援が必要？ ～ニーズにあった支援を考えておこう～

要配慮者は、自力で避難ができない、災害情報を入手できない、助けを呼ぶことができないなど、必要とする支援の内容が一人ひとり異なります。

体をうまく動かす
ことができません

目が見えません。
(見えにくいです)

耳が聞こえません。
(聞こえにくいです)

人の話を理解する
のが困難です。

大きな声を上げる
ことや動けなくな
ることがあります。

大勢の人の中にい
ることが困難です。

声かけの基本フレーズ「お手伝いできることはありますか？」

やさしく、分かりやすく、ていねいに を心がける

事前に、本人と地域、行政の協力のもと

一人ひとりの個別支援計画を策定しておきましょう！

登録台帳の表面のイメージ

【様式2】

避難行動要支援者登録台帳・個別支援計画

登録申込 年 月 日 打出日 年 月 日 登録番号

校区名		自治会名		自治区等	
	校区				

登 録 者			
フリガナ	性 別	生 年 月 日	年 齢
氏 名	男 ・ 女	年 月 日	歳
住所			
電話	固定電話：	FAX：	
	携帯電話：		
登録理由		世帯状況	
特記事項			
避難場所	避難予定の避難場所 避難所1 避難所2 避難所3		
支援区分	未設定 低 避難情報を伝えれば、自力で避難できる 中 付き添いがあれば自力で避難できる 高 車椅子、寝たきりなどで、自力での避難は困難		
位置図			

登録台帳の裏面のイメージ

緊急連絡先 (家族・親族 他)		
フリガナ	続柄	電話番号
氏名		固定電話： FAX： 携帯電話：
住所		
フリガナ	続柄	電話番号
氏名		固定電話： FAX： 携帯電話：
住所		

地域協力者 (地域で避難行動要支援者の支援に協力できる個人・団体)		
①個人 (支援について同意取得済の方)		
フリガナ		電話番号
氏名		固定電話： FAX： 携帯電話：
住所		
フリガナ		電話番号
氏名		固定電話： FAX： 携帯電話：
住所		
②団体 (自主防災組織、自治区等)・個人 (地域で選択した支援者)		
フリガナ		電話番号
氏名		固定電話： FAX： 携帯電話： E-mail：
住所		
フリガナ		電話番号
氏名		固定電話： FAX： 携帯電話： E-mail：
住所		

◆避難行動要支援者名簿の基礎知識

(1) 名簿の登録方式

申請主義

(支援者への名簿提供に同意する方の情報を、地域の支援者と平常時から共有)

(2) 名簿の登録対象者

在宅で、災害時に自力又は家族の協力による避難が困難な

- 要介護3以上の認定を受けている者
- 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- 療育手帳Aの交付を受けている者
- 精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている者
- 要配慮者であって、名簿情報の避難支援等関係者への事前提供に同意する者
- 平成31年2月末現在において、災害時要援護者名簿に登録している者

(3) 名簿の提供先 【 避難支援等関係者 】

- 自主防災組織 (校区コミュニティ組織、自治会)
- 民生委員・児童委員
- 消防団
- 久留米広域消防本部
- 久留米警察署・うきは警察署
- 市社会福祉協議会
- 校区社会福祉協議会

◆ポイント

登録対象者と避難支援等関係者が、日頃から機会を捉えて関わり、一緒に考えることが重要です。

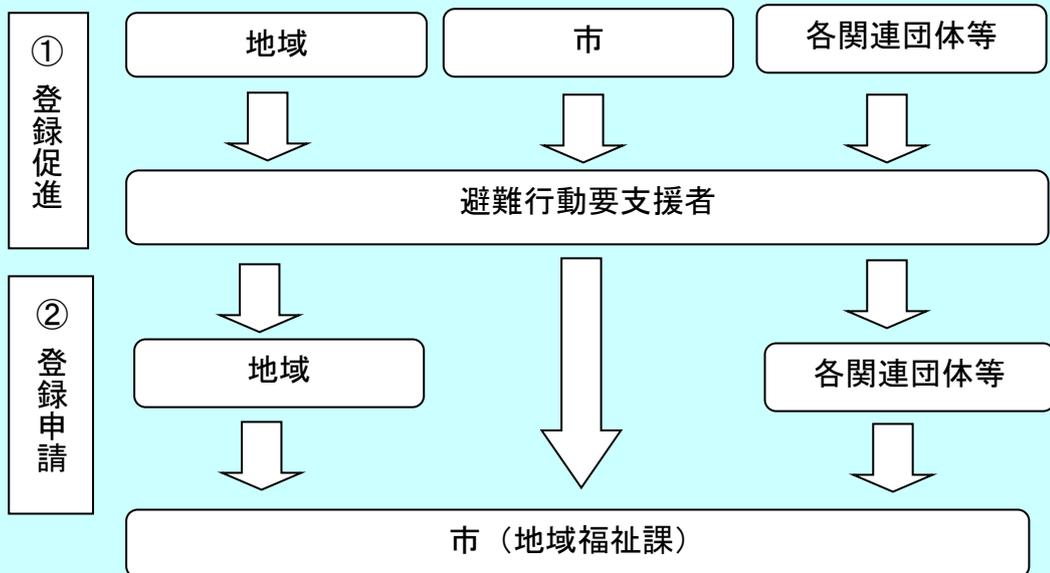
既登録者についても、登録後状況が変わっていきます。当事者と日頃から接している地域のみなさんによる登録内容の確認・見直しを奨めます。

4. 名簿の登録ステップ

○ステップ1 登録申請

支援を希望する方は、市地域福祉課に登録申請

◆名簿登録までの流れ



【登録申請窓口】

- ・ 久留米市健康福祉部地域福祉課 市役所本庁 14 階 (Tel.0942-30-9174)
- ・ 各総合支所市民福祉課、各校区コミュニティセンターにも登録申込書を準備

◆ポイント

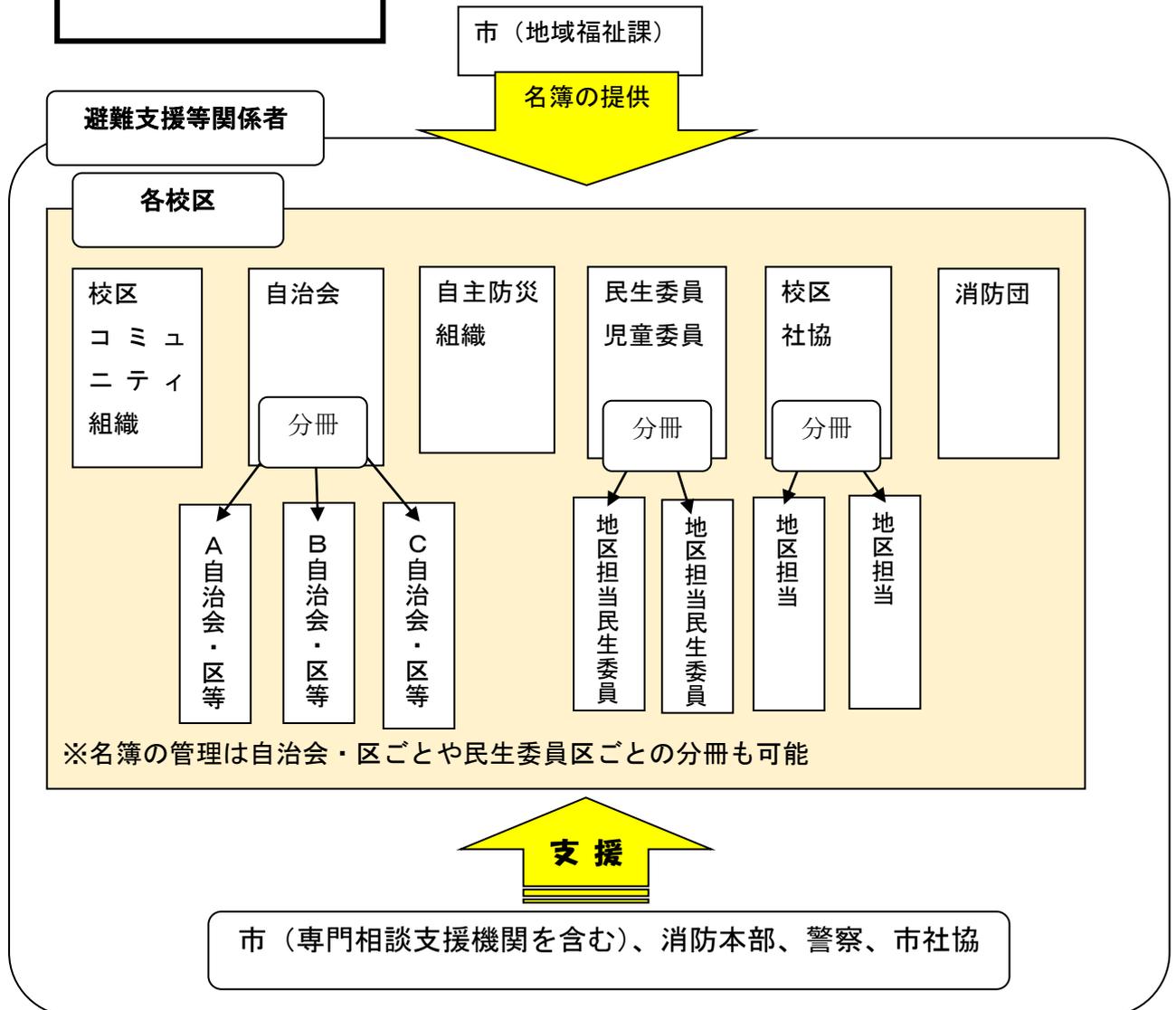
- ・ 避難行動要支援者への名簿登録促進は、市、地域、関係団体等、多様な主体が当事者と日頃から関わり、一緒に考えるなど、きめ細かい働きかけが大切
- ・ 登録申請は多様なルートで受け付けています。
市への直接申請のみならず、日頃から顔見知りの地域の皆さん（自治会、民生委員・児童委員、ふれあいの会会員の方など）や各関連団体等を通じて市に申請も可能
- ・ 名簿登録や登録情報の見直し（転居や施設入所に伴うもの）など、地域の自治会や民生委員・児童委員等が協力して行うことで、より正確で支援につながる名簿づくりにつながります。

○ステップ2 名簿情報の共有

名簿（登録内容）を地域と行政で共有

- 自主防災組織（校区コミュニティ組織、自治会）
- 民生委員・児童委員 ○消防団 ○久留米広域消防本部
- 久留米警察署・うきは警察署 ○市社会福祉協議会
- 校区社会福祉協議会

名簿の提供イメージ

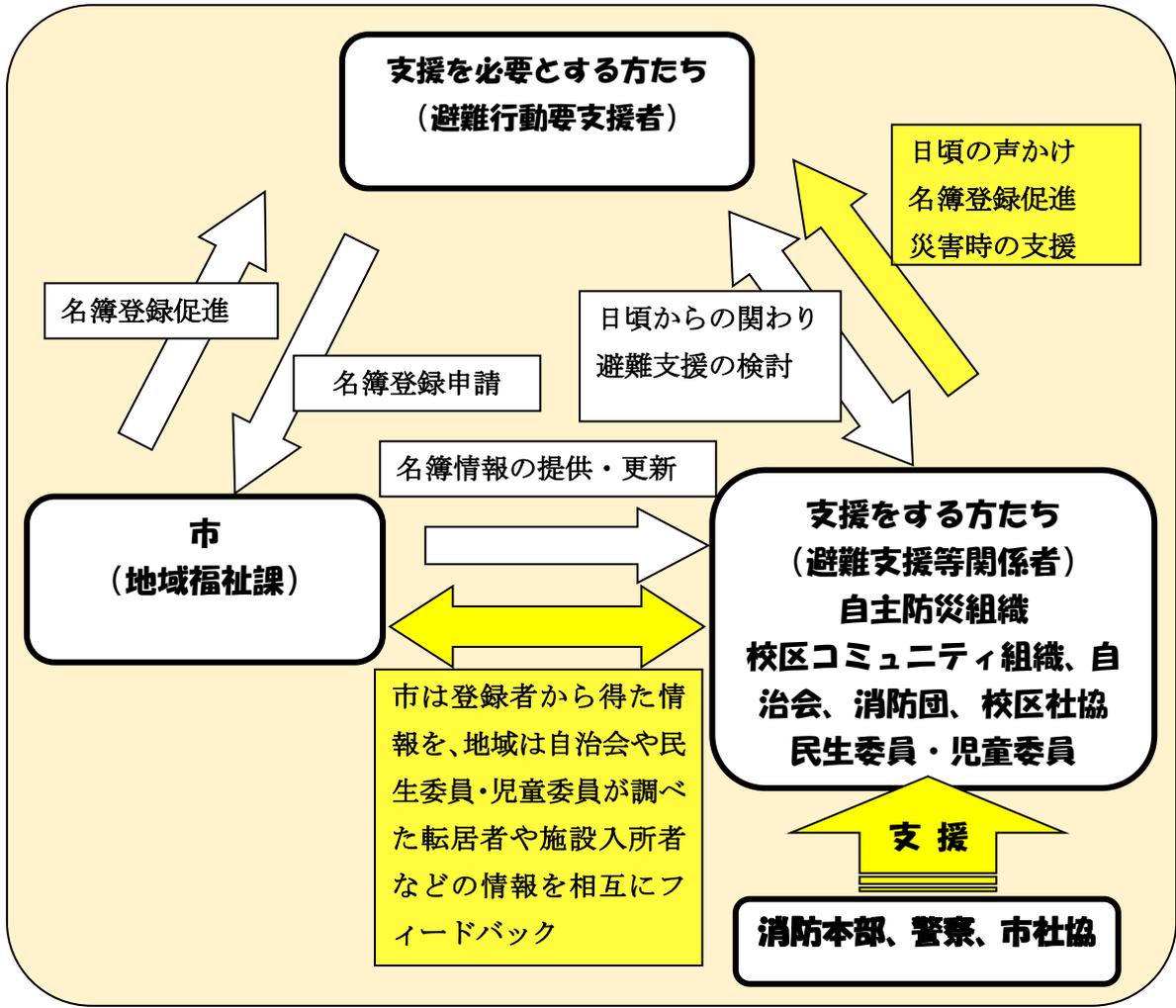


◆ポイント

名簿情報は、毎年、新たな情報に更新

○ステップ3 名簿の活用

日頃の声かけ・見守り、災害時の避難情報の伝達・安否確認
・避難行動支援等に活用



◆ポイント

- ・日頃のつながりが、災害時の支援にも大いに役立ちます。
- ・名簿登録の際には、避難支援等関係者への情報提供について、全登録者から同意をもらっています。

5. 名簿の管理方法

名簿には避難行動要支援者の“個人情報”が含まれているため、適切な管理と取扱いの注意が必要です

◆ポイント

【平常時】

- 名簿の管理用バインダーを市（地域福祉課）より提供
自治会・区、民生委員ごとの分冊も対応可
- 名簿の保管場所を定め、紛失・盗難防止に努める
- 名簿の複写は行わない
（※一旦、複写して配布すると回収は非常に困難なため）
- 役職者の交代などの際には確実に名簿の引継ぎを行う
（※引継ぎ簿を活用）
- 日頃から避難支援等関係者が連携して、避難行動要支援者に関わり、一緒に災害時の対応を検討

ただし、

【災害時】

- 災害時は、個人情報にとらわれることなく、人命が最優先！

第2章 活用編

1. 平常時の活用

- (1) 避難行動要支援者名簿を活用した図上訓練の取組み
- (2) 地域の防災訓練への当事者参加の取組み
- (3) 個別支援計画の充実・具体化の取組み

2. 災害時の活用

- (1) 風水害の場合
- (2) 地震の場合

第2章では、平常時から災害発生後までの時点ごとの、避難行動要支援者名簿の具体的な活用方法の一例について記載しています。

避難行動要支援者名簿を効果的に活用するためには、その時点にあわせた対応が必要です。

1. 平常時の活用

避難行動要支援者名簿を、普段から関係機関や地域の支援者等で共有し、図上訓練等で地域の支援体制を構築。あわせて、日頃の声かけや見守り、個別支援計画の具体化等にも取り組めます

◆ポイント

○地域の避難行動要支援者を確認

年に一度は地域のどこに、どんな支援を必要とする人がいるのかを地域の支援者等（自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、消防団、校区社協等）で情報交換や確認

・避難行動要支援者も参加する地域の防災訓練や図上訓練等を活用

○“災害時に誰（たち）が、誰を、どのように支援するか”を確認

誰（たち）が誰を、どのように情報伝達、安否確認、避難行動支援等をするのか、避難行動要支援者名簿に記載し、個別支援ができる体制を構築

・市や専門相談支援機関、消防、警察、市社協等も極力参加

※災害時には、地域の支援者等も被災するため、自治会長等関係者、民生委員・児童委員等の役職者だけで支援は困難。できるだけ多くの人で支援できる体制構築が必要

○日頃から避難行動要支援者と主な支援者の間でコミュニケーションを図ることが重要

・日頃から顔の見える関係があれば、災害時の支援はスムーズ

登録台帳の表面

【様式2】

避難行動要支援者登録台帳・個別支援計画

登録申込 年 月 日 打出日 年 月 日 登録番号

校区名	校区	自治会名	自治区等	登録番号
-----	----	------	------	------

登 録 者			
フリガナ	性 別	生 年 月 日	年 齢
氏 名	男 ・ 女	年 月 日	歳
住所			
電話	固定電話： 携帯電話：	FAX：	
登録理由	世帯状況		
特記事項	<p style="color: red;">避難時には車椅子が必要 避難先には多目的トイレが必要</p>		
避難場所	避難予定の避難場所 避難所1 水害時：〇〇小学校 避難所2 地震時：〇〇コミュニティセンター 避難所3		
支援区分	未設定 低 避難情報を伝えれば、自力で避難できる 中 付き添いがあれば自力で避難できる 高 車椅子、寝たきりなどで、自力での避難は困難		
位置図	<div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; text-align: center;"> <p>支援区分の枠内には、その人が必要としている支援レベルのところに○を記入</p> </div>		

登録台帳の裏面

緊急連絡先 (家族・親族 他)		
フリガナ 氏名	続柄	電話番号 固定電話： FAX： 携帯電話：
住所		
フリガナ 氏名	続柄	電話番号 固定電話： FAX： 携帯電話：
住所		

地域協力者 (地域で避難行動要支援者の支援に協力できる個人・団体)

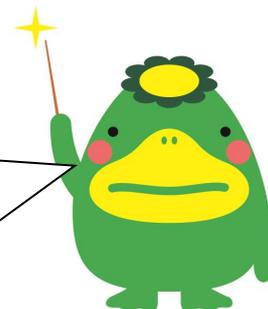
①個人 (支援について同意取得済の方)

フリガナ 氏名	電話番号 固定電話： FAX： 携帯電話：
住所	
フリガナ 氏名	電話番号 固定電話： FAX： 携帯電話：
住所	

②団体 (自主防災組織、自治区等)・個人 (地域で選択した支援者)

フリガナ 氏名	電話番号 固定電話： FAX： 携帯電話： E-mail：
住所	
フリガナ 氏名	電話番号 固定電話： FAX： 携帯電話： E-mail：
住所	

・避難予定の避難場所
 ・支援区分
 ・地域協力者
 などの個別支援計画を地域で具体化
 していくことで、災害時の支援につな
 げます。



(1) 避難行動要支援者名簿を活用した図上訓練の取組み

○避難行動要支援者名簿の情報をあらかじめ地域の支援者で具体的に把握・共有しておくために、名簿と地域の地図を使用した図上訓練が行われています。

1 図上訓練とは？

支援のために地域の多様な関係者が机を囲み、避難行動要支援者の情報、避難行動要支援者ごとの支援の必要性、主な支援者、避難場所、危険箇所、避難ルートなどについて情報共有。

地図上に透明なシートを重ね、シールやマジックで表示し、決定したことを名簿に記入していく中で、共助による支援体制を構築する訓練です。

※訓練に必要な消耗品などは市で準備

※できるだけ避難行動要支援者本人やご家族の参加も促進

2 一般的な訓練の流れ（例）

- (1) 災害に備えて（防災講話）
- (2) 名簿を使った図上訓練
- (3) 質疑応答・意見交換

3 図上訓練の参加者（例）

- | | | |
|-------------|-----------------|------|
| ○校区コミュニティ組織 | ○自主防災組織 | ○自治会 |
| ○民生委員・児童委員 | ○消防団 | ○防災士 |
| ○行政等 | ○避難行動要支援者本人・家族等 | |

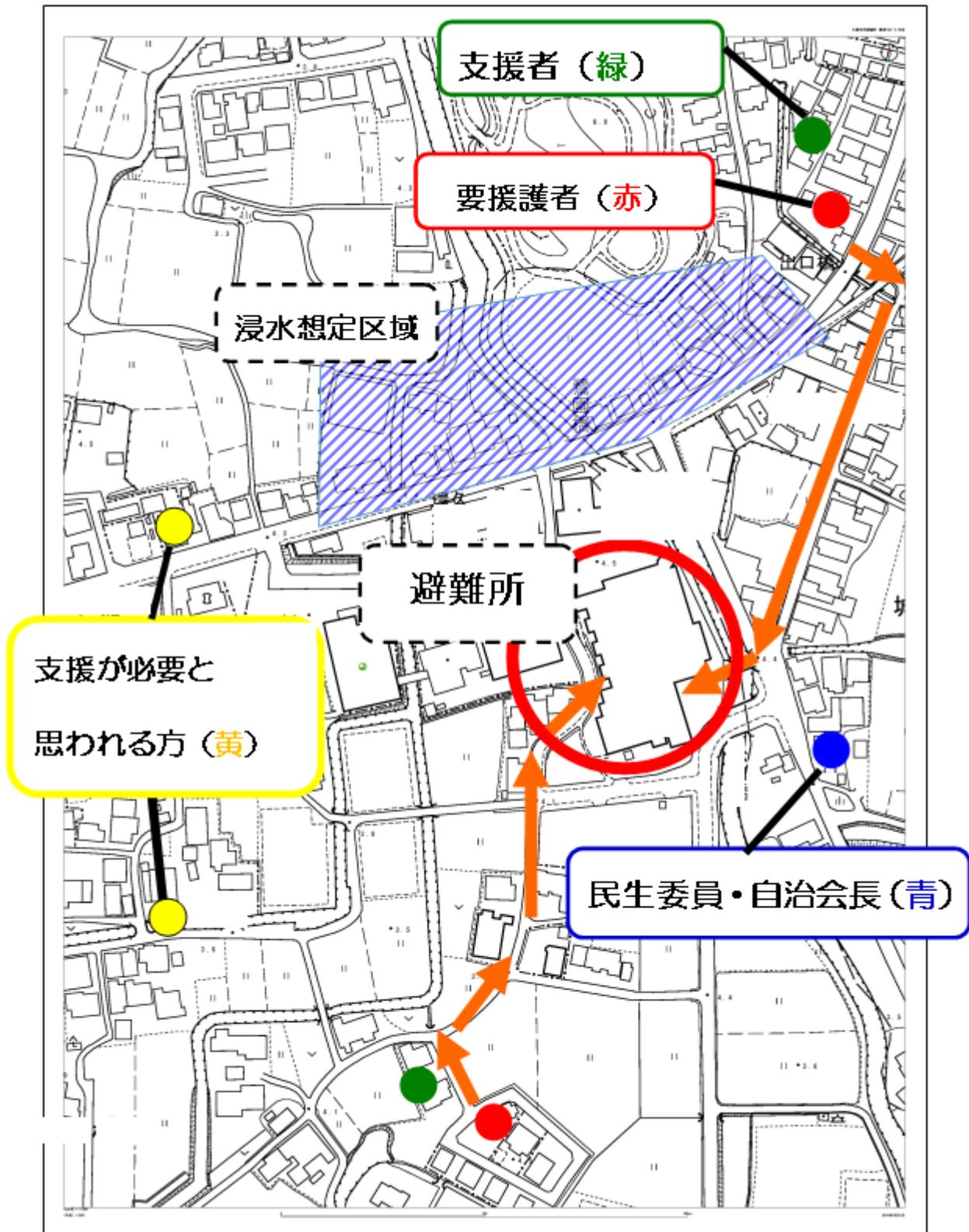
4 訓練申込先

久留米市健康福祉部地域福祉課 0942-30-9174

訓練風景



☆マップ完成イメージ☆



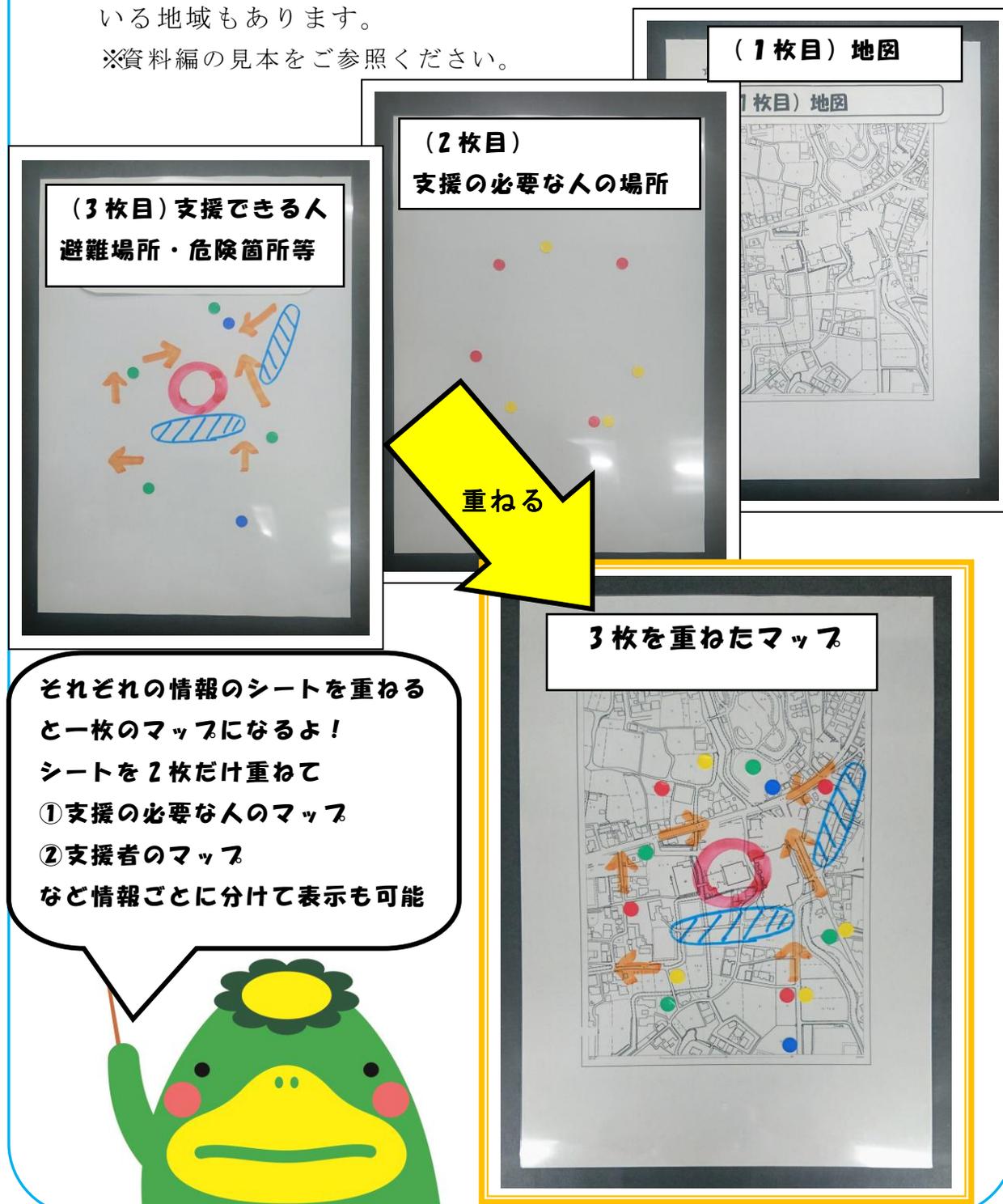
← : 避難経路

(参考) 情報ごとに複層化したマップの作成イメージ

役に立つ情報も1枚のマップ上に全て記載されると見にくくなる
ことがあります。

地図・要支援者の情報・浸水箇所や支援者などの情報ごとにシート
を分けて、目的に応じて表示する情報を選べるマップを作って
いる地域もあります。

※資料編の見本をご参照ください。



それぞれの情報のシートを重ねると一枚のマップになるよ!

シートを2枚だけ重ねて

①支援の必要な人のマップ

②支援者のマップ

など情報ごとに分けて表示も可能



(2) 地域の防災訓練への当事者参加の取組み

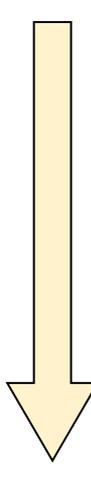
災害時の避難行動要支援者に対する避難支援の体制づくりのために、当事者も参加した防災訓練が行われています。



1 ポイント

- ・ 実動の防災訓練・避難訓練に避難行動要支援者が参加
- ・ 避難行動要支援者の支援の課題が明らかになり、今後の仕組みにつながります。
- ・ 支援を必要とする方の状況を、地域住民が知ることができます。
- ・ お互いの交流が図れ、声のかけやすい地域づくりにつながります。

2 訓練の流れ（参考）

- 
- ① 災害情報の確認と伝達準備
 - ② 避難情報の伝達
 - ・ 地域の避難支援等関係者からの声かけ
 - ③ 避難行動
 - ・ 地域の避難支援等関係者の方と一緒に避難
 - ④ 避難所到着
 - ・ 要配慮者用の福祉スペース（和室等）に避難
 - ⑤ 防災講話、救命救急、地震体験等を受講
 - ・ 避難行動要支援者もできる範囲で一緒に参加

ここで
避難行動要支援者
名簿を活用！



障がい者等の避難行動要支援者も参加した実働防災訓練

別府市では、実効性のある防災体制の構築を目指し、平成29年から地域と連携し、障がい者を含めた防災訓練が行われています。

◇取り組みに至った経緯

大規模災害の発生時、障がい者や高齢者らの命をどのようにして守るか。

別府市が、熊本・大分地震後に市内の障がい者に実施した調査からは「避難所の環境が不安」「迷惑をかけるから避難する気がない」など、7割以上が自宅で過ごしたことが判明し、避難行動要支援者の「支援の在り方」が浮き彫りになったそうです。

◇取り組みの内容

はじめに、避難行動要支援者の災害時ケアプラン（個別避難計画）を作り、事前に住民が障がい者の情報を共有する会議を開催。障がいの特性や避難時の注意点を把握し、意見を交換しながらみんなで最適な避難方法を探っていきます。

参加者からは「障がいのある人たちがどんな支援が必要かを知ることができた。地域の理解も深まった」という声が聞かれたそうです。



この取り組みを行った地区では、これまでも、毎年、地域で避難訓練を行っていましたが、当事者も参加する避難訓練を行ったことで、「これまでは障がい者の視点が抜けていた」「車椅子の人に配慮した新たな避難ルートを設けよう」など、住民の意識が変わりつつあるとのこと。



障がいを持つ参加者からも、「障がい者自身が『当事者』として防災意識を高めていくことが重要」「他の地域や団体にも事業を広げていきたい」といった声があがっているそうです。

(3) 個別支援計画の充実・具体化の取組み

避難行動要支援者一人ひとりの個別支援計画策定

(御井校区でのモデル実施)

自宅から指定避難所まで距離があるが移動手段が無い場合、避難が困難で災害時に心配な高齢者のみ世帯のご夫婦がいると地域の方からの相談を受け、当事者、地域の避難支援等関係者と行政、専門機関等が連携して避難行動要支援者の個別支援計画（災害時ケアプラン（仮称））策定に取り組みました。

◆参加者

- ☆ 避難行動要支援者ご本人
(ご本人とその夫の高齢者のみの世帯)
- 市（地域福祉課）、市社会福祉協議会
- 自治会、民生委員・児童委員、
- ふれあいの会、ケアマネジャー



当事者の方と一緒にアセスメント

◆内容

- ①自分たちの住んでいる地区の災害の特性を確認
(土砂・浸水被害の危険のある地区か?)
- ②自身の身体の状態や生活状況を確認し、支援者と情報を共有
(日常生活で介助が必要な場面やサービス利用状況など)
- ③自分たちには災害に備えてどんな備えが必要なのかを確認
(持ち出し品の確認、移動手段の確保、緊急時の連絡手段の確認など)
- ④地域の方たちにお願ひしたい支援について具体化
- ⑤地域、専門機関、行政みんなで支援できることについて
ご本人たちを交えて意見を出し合い、支援につなげていきました。

避難する時に、家族だけでは移動が大変。地域の方に手伝ってもらえないかな？



指定避難所までは遠いから、もっと近くにある隣の自治会の公民館などに避難させてもらえないか、隣の自治会長さんに相談してみよう！



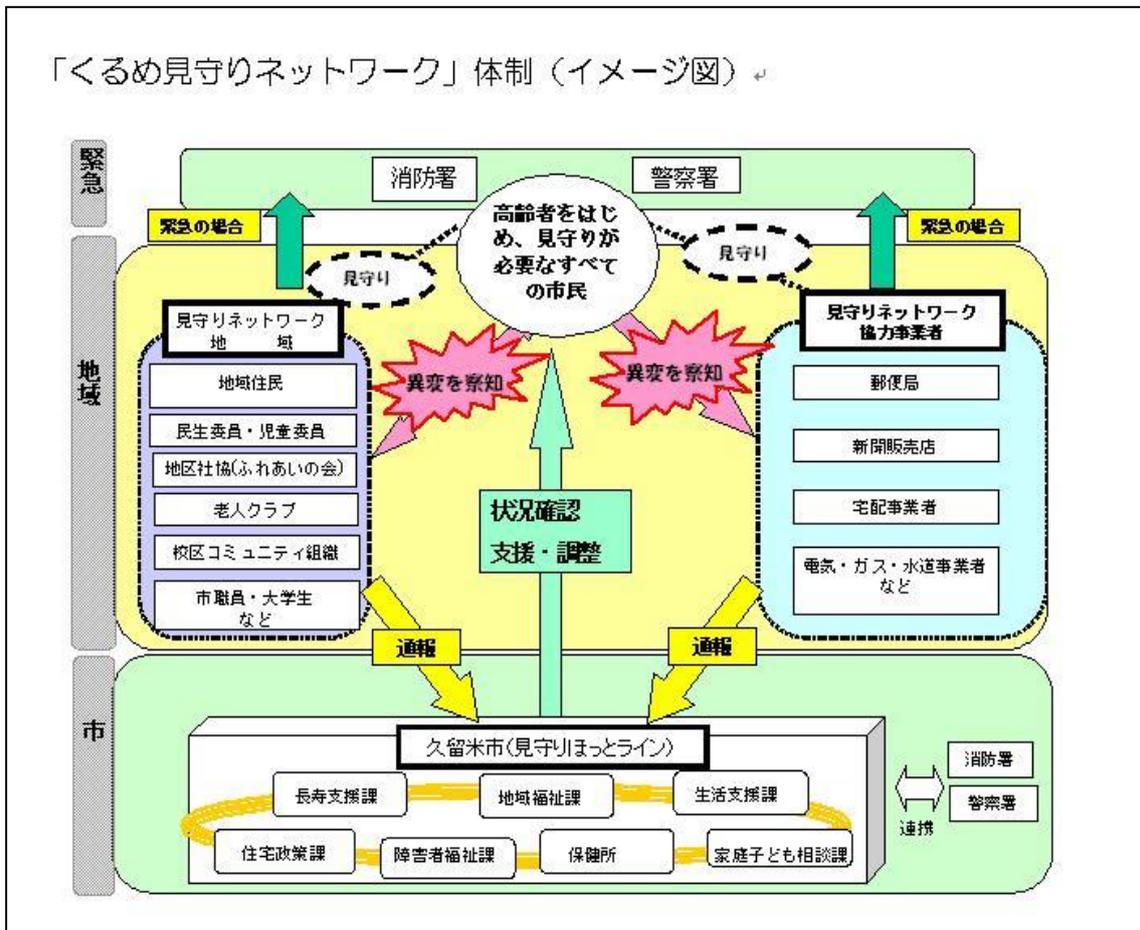
トピックス

～日ごろの見守りへの活用～見守りネットワークの取り組み

見守りネットワークの概要

見守りネットワークでは、地域、事業者、行政が協力し、日常の活動や業務の中で、「普段は必ず取られるお弁当や新聞が取られていない」、「夜も昼も電気がついて、テレビの音がするが呼び鈴を押しても出てこない」などの異変に気づいた場合に、市が開設している「くるめ見守りほっとライン」に通報します。

「くるめ見守りネットワーク」体制（イメージ図）



通報を受けた市（地域福祉課）は、市の関係部局や消防署、警察署、民生委員・児童委員等と連携し、安否確認や必要な支援を行っています。

自宅で倒れた方が、避難行動要支援者名簿にご登録いただいていたため、ご家族への連絡、救助が速やかに行われ、命が助かったケースがあります。

くるめ見守りほっとライン
0942-30-9339（24時間365日受付中）

2 災害時の活用

(1) 風水害の場合 (□囲みは名簿を活用する部分)

	地域（避難支援等関係者）の動き	避難行動要支援者の動き
日常	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者名簿の登録促進 ○名簿の共有 ○防災訓練、研修の実施 ○当事者参加の図上訓練等による個別支援計画作成 ○要支援者への声かけ、見守り ○地域の避難場所、備蓄品の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者名簿に登録 ○地域の防災訓練、研修に参加 ○避難先、避難方法を検討 ※図上訓練等への参加 ○近所の方との関係づくり ○災害用備蓄、非常時持出品等の準備 ○家具の固定
災害発生 の怖れ がある 時	<p style="text-align: center;">“避難準備情報・高齢者等避難開始” 発令</p> <ul style="list-style-type: none"> ○テレビ・ラジオ、防災無線、携帯メール、防災ラジオ等で情報収集 ○避難所開設準備 ○地域の連絡網や名簿、消防団、青パトを活用し避難情報を伝達 ○避難所の開設・運営 ○避難所において避難者確認 ※避難行動要支援者の避難が遅れていないかを確認 <p style="text-align: center;">“避難勧告” 発令</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○テレビ・ラジオ、防災無線、携帯メール、防災ラジオなどで情報収集 ○避難場所の確認（指定避難所、かかりつけの病院、施設、安全な親戚宅等） ○避難支援等関係者との連絡 ○非常時持出品等の確認 ○自宅周りの保全 ○移動手段確保（福祉タクシー等） ○安全な場所（自宅含む）に避難
	<p style="text-align: center;">“避難指示（緊急）” 発令</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自身・家族の身を守る ○避難所運営 ○被害状況の確認 ○避難行動要支援者の安否確認 ○避難所の避難者の確認・声かけ ○必要に応じて可能な範囲で避難支援、救助 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災無線、携帯メール、防災ラジオなどにより避難情報を確認 ○安全な場所（自宅含む）に避難 ○必要に応じて避難要請
災害発生 の数時間後		

災害発生



(2) 地震の場合 (□囲みは名簿を活用する部分)

	地域（避難支援等関係者）の動き	避難行動要支援者の動き
日常	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者名簿の登録促進 ○名簿の共有 ○防災訓練、研修の実施 ○当事者参加の図上訓練による個別支援計画作成 ○要支援者への声かけ、見守り ○地域の避難場所、備蓄品の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者名簿に登録 ○地域の防災訓練、研修に参加 ○避難先、避難方法を検討 ※図上訓練等への参加 ○近所の方との関係づくり ○災害時用の備蓄、非常時持ち出し品等の準備 ○家具の固定
災害発生		
災害発生 数時間後	<ul style="list-style-type: none"> “避難勧告” 発令 “避難指示（緊急）” 発令 ○自身・家族の身を守る ○避難所運営 ○被害状況の確認 ○避難行動要支援者の安否確認 ○避難所の避難者の確認・声かけ ○必要に応じて 可能な範囲で避難支援、救助 	<ul style="list-style-type: none"> ○自身・家族の身を守る ○防災無線、携帯メール、防災ラジオなどにより避難情報を確認 ○安全な場所（自宅含む）に避難 ○避難支援等関係者への連絡（安否確認も含め） ○必要に応じて避難要請



第3章 資料編

(1) 名簿に関するよくある質問 Q & A P30

(2) 様式

① 地域で共有される名簿の様式

- ・ 避難行動要支援者一覧表 P32
- ・ 避難行動要支援者登録台帳・個別支援計画 P34

② まだ名簿には未登録だけど、登録した方がよい心配な人がいる

- ・ 避難行動要支援者名簿登録促進チラシ P36
- ・ 避難行動要支援者名簿登録申込書兼同意書 P38

③ 要支援者の名簿登録を抹消したい・登録内容を変更したい

- ・ 避難行動要支援者名簿登録（抹消・変更）届 P40

④ 地域で支援に協力してくれる人（地域協力者）を登録したい

- ・ 地域協力者登録届出書兼同意書 P42

⑤ 地域協力者の登録を抹消したい・登録内容を変更したい

- ・ 地域協力者登録（抹消・変更）届 P44

⑥ 名簿登録者の中に、抹消や変更が必要な方がいるようだ

- ・ 避難行動要支援者名簿 登録者現況確認結果届 P46
- ※配布している一覧表・台帳の写しを添付して提出

⑦ 地域で災害時の支援体制を構築する訓練をしたい

- ・ 避難行動要支援者名簿を活用した図上訓練申込書 P48

(3) 地域の情報ごとに複層化したマップ（見本） ※別添



トピックス ～平成30年7月豪雨の際の実例から～

(被災範囲・状況等を書き込んだマップやトランシーバーの活用で避難行動要支援者の支援が迅速かつ有効に行われました)

○情報ごとに複層化したマップの活用

地域の災害対策本部で

- 1 地域の図面
- 2 浸水区域の情報
- 3 避難行動要支援者宅の情報
- 4 地域の支援者の情報

などを重ねたマップを活用し、避難行動要支援者の安否確認等の支援が行われました。

○避難行動要支援者支援時の通信手段の確保

災害発生時は電話が使えないことも想定されます。

地域の災害対策本部・被災現場担当・巡回班・消防団でそれぞれトランシーバーを携帯し、避難行動要支援者の支援に活用されました。



(1) 名簿に関するよくある質問 Q & A

Q1 名簿に登録すると必ず助けてもらえるのですか？

A1 災害が起きたときには、支援する側の人やその家族も被災します。

そのため、登録をしたからといって支援が来ないことも考えられます。

この取り組みは、地域の支援者が義務や責任を負うものではなく、地域のみなさんの助け合い・支え合いによるものです。

登録される方も、日頃から地域の方々といさつを交わす、水や食料の備蓄を行う、避難先やそこまでの移動方法を考えておくなど、まずはご自身で身を守る方法を日頃から心掛けてください。

Q2 それならば登録をしても意味が無いのでは？

A2 災害時の支援を必ず約束するものではありませんが、登録されない場合は、地域の方には、どんな人が、どんな不安を抱えて住んでいるのかが分からず、支援の可能性が非常に低くなります。名簿の登録は、地域の方々にもあなたのことを伝え、地域の人たちとのつながりを深めることにより、支援の可能性を高めるものです。

Q3 名簿を支援者に共有することは個人情報の観点で問題は無いのか？

A3 過去の災害の際には個人情報の取り扱いが障壁となり、支援者に情報共有が妨げられたことが課題となりました。「命」が第一義です。

その課題を解決するため、市や地域、消防、警察等の避難支援等関係者に日頃から情報共有を図ります。名簿登録等を行う際に、登録申請者からあらかじめ同意をいただいています。

Q4 個人情報は守られますか？

A4 登録された個人情報は、校区コミュニティ組織、自主防災組織、自治会（ご近所の支援者の方も含みます）、民生委員、社協（市・校区）等と久留米市（専門相談支援機関含む）、消防（消防本部・団）、警察のみで共有。日頃の見守り、災害のおそれがある場合や災害が起きた際の情報伝達や安否確認等の目的に限り活用します。ご安心ください。

Q5 本人でなくても申込みはできますか？

A5 はい。筆記が難しい場合には代筆、判断や意思表示が難しい場合には代理での申込みができます。申込書裏面の「代筆者・代理登録申込者確認欄」に必要事項を記入してお申込みください。

Q6 登録内容を変更したり取り消したい場合は、どうすれば良いですか？

A6 登録内容の変更の際には地域（民生委員や自治会）に連絡するか、市役所地域福祉課に変更届をご提出ください。抹消を希望される場合は抹消届をご提出ください。

必要な届出用紙は市役所地域福祉課、各総合支所市民福祉課、各コミュニティセンターに用意していますので、まずはお問い合わせください。

Q7 自治会に加入していないのですが、登録はできるのでしょうか？

A7 自治会の加入、未加入に関わらず名簿への登録はできます。

しかし、この制度は地域の支援者による支援を基本とする取組みですので、円滑な支援につなげられるよう、自治会に加入をお奨めします。日頃から地域の方と挨拶をする、災害時の協力をお願いしておくなど交流を図ることが、いざというときの支援につながります。

Q8 登録したことを誰かに伝えなければいけないのでしょうか？

A8 誰かに伝えなければならないということはありませんが、この制度は地域の支援者による支援を基本とする取組みです。

円滑な支援につなげられるよう、ご近所の自治会の方や民生委員の方等と顔を合わせて名簿に登録をしたことを伝え、日頃から災害時の支援をお願いするなどコミュニケーションを図ることが、いざというときの支援につながります。

Q9 平常時に名簿情報を利用されることはありますか？

A9 平常時も地域での支え合い・見守り活動や名簿を活用した図上訓練等、災害時の避難支援の実効性を高める取り組みに利用されています。

Q10 登録をしなくても災害の際には行政や消防が助けてくれるのでは？

A10 過去の災害の検証結果から、災害の規模が大きくなればなるほど、発災後すぐに救援要請も相次ぎ、道路も寸断されるので、行政や消防等が要支援者のみなさんのもとに伺い、支援を行うことは困難であることが分かっています。そのときに頼りになるのはまず、自分、家族、そしてご近所の方々です。

名簿に登録することは、発災前、発災後すぐの支援を、ご近所の力を得て行うものです。ご自分で避難することが困難な方は、自分でも身を守る準備をし、併せて名簿へのご登録をお奨めします。

【様式2】

避難行動要支援者登録台帳・個別支援計画

登録申込 年 月 日 打出日 年 月 日 登録番号

校区名		自治会名		自治区等	
	校区				

登 録 者			
フリガナ	性 別	生 年 月 日	年 齢
氏 名	男 ・ 女	年 月 日	歳
住所			
電話	固定電話： 携帯電話：	FAX：	
登録理由		世帯状況	
特記事項			
避難場所	避難予定の避難場所 避難所 1 避難所 2 避難所 3		
支援区分	未設定 低 避難情報を伝えれば、自力で避難できる 中 付き添いがあれば自力で避難できる 高 車椅子、寝たきりなどで、自力での避難は困難		
位置図			

緊急連絡先（家族・親族 他）

フリガナ	続柄	電話番号
氏名		固定電話： FAX： 携帯電話：
住所		
フリガナ	続柄	電話番号
氏名		固定電話： FAX： 携帯電話：
住所		

地域協力者（地域で避難行動要支援者の支援に協力できる個人・団体）

①個人（支援について同意取得済の方）

フリガナ		電話番号
氏名	固定電話： 携帯電話：	FAX：
住所		
フリガナ		電話番号
氏名	固定電話： 携帯電話：	FAX：
住所		

②団体（自主防災組織、自治区等）・個人（地域で選択した支援者）

フリガナ		電話番号
氏名	固定電話： 携帯電話：	FAX： E-mail：
住所		
フリガナ		電話番号
氏名	固定電話： 携帯電話：	FAX： E-mail：
住所		

“もしも”のために、「まずは登録」

使おう、情報。わたしのために。

地震、台風、大雨。日本は自然災害が多い国です。
災害が発生したときの“避難”、あなたは大丈夫ですか？

久留米市では、次のような方に「避難行動要支援者名簿」へのご登録をお勧めしています。

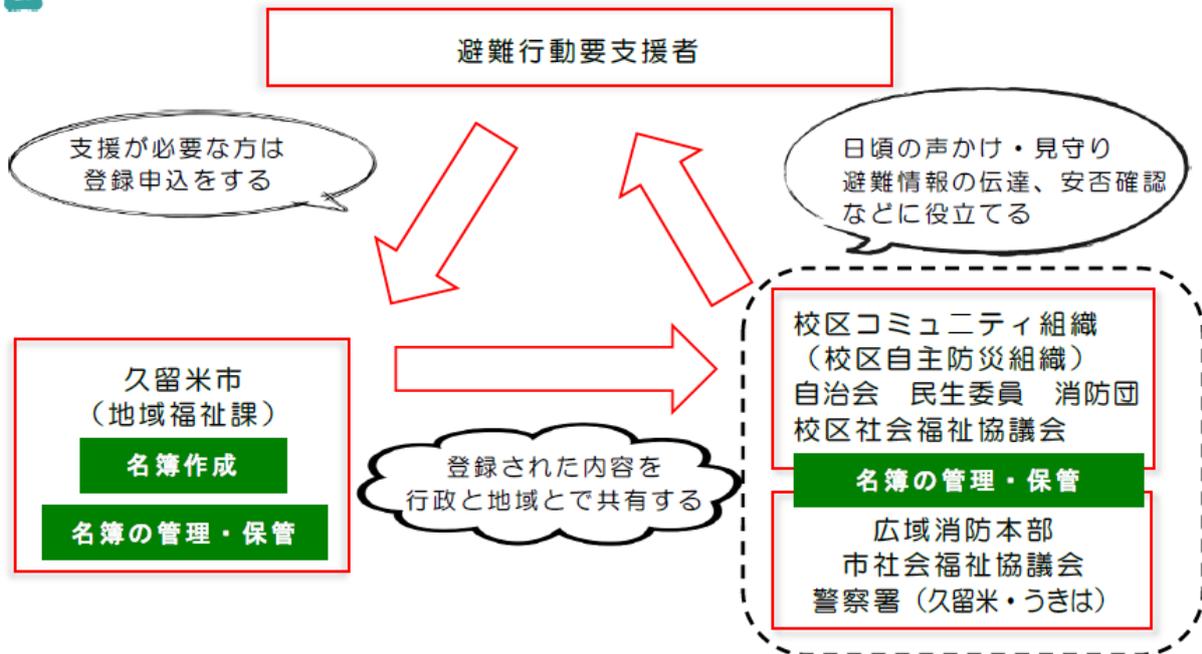
ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ

在宅生活をおくっていて、災害時に自力又は家族の協力による避難が困難な方のうち、以下のいずれかにあてはまる方

- ①要介護3、4、5
- ②身体障害者手帳1、2級
- ③療育手帳A
- ④精神障害者保健福祉手帳1級
- ⑤災害時の避難行動に支援が必要な方で、避難支援等関係者への平常時からの情報提供に同意する者



避難行動要支援者名簿のしくみ ～自助・共助・公助～



重要!

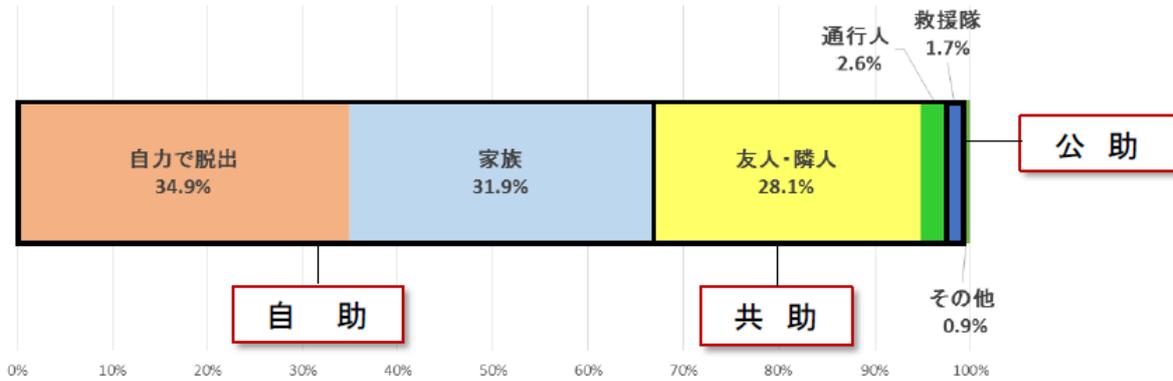
避難行動要支援者名簿は、地域での声かけや避難情報の伝達、安否確認などに役立ててもらうためのものです。

名簿の登録が、確実な支援や安全を保証するものではありません。





阪神・淡路大震災における 生き埋めや閉じ込められた際の救助主体について



出典：内閣府 平成 29 年度版防災白書
 (社) 日本火災学会 (1996) 「1995 年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」から作成



この図からは、災害が起こったときにまず頼れるのは、自分自身や家族、地域の人たちだということがわかります。
 過去の大規模災害のときに被害が少なかった地域では、地域で支援が必要な人の名簿作りに取り組み、日頃から挨拶を交わし、声をかけあっていたようです。実際に災害が起きて、行政や消防などの“公助”が十分機能を果たせないときでも、地域住民の間で安否確認や情報伝達が行われたため、被害の軽減につながったと言われています。



あなたもできる、日頃からの備え

- 避難場所と経路、移動手段の確認
- 食料等の備蓄
- ご近所さんとの声のかけあい



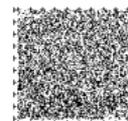
避難行動要支援者名簿登録の窓口

久留米市健康福祉部地域福祉課（本庁 14 階）、各総合支所市民福祉課、各校区コミュニティセンターに登録申込書を設置しています。



お問合せ先

ちいきふくしか
 久留米市健康福祉部地域福祉課
 TEL 0942 - 30 - 9174 FAX 0942 - 30 - 9752
 〒830 - 8520 久留米市城南町 15 - 3 久留米市役所 14 階



2019.2.8

年 月 日

久留米市長あて

私は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、避難の支援を希望するため、久留米市避難行動要支援者名簿への登録を申込みます。

登 録 者			
フリガナ		性 別	生 年 月 日
氏名		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 月 日
住 所	〒 久留米市		
	小学校区	自治会名	
連絡先	固定電話	FAX	
	携帯電話		
避難支援を必要とする理由		世帯状況	
<input type="checkbox"/> 要介護3、4、5		<input type="checkbox"/> ひとり暮らし世帯 <input type="checkbox"/> 同居世帯	
<input type="checkbox"/> 療育手帳A			
<input type="checkbox"/> 難病患者			
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳1級、2級 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳1級 <input type="checkbox"/> その他 ()			
【特記事項】 ※避難支援等の際に配慮してほしいことや、心身の状態などがあればご記入ください。			

緊 急 連 絡 先			
フリガナ		続 柄	連 絡 先
氏名			固定電話 - - 携帯電話 - -
住 所	〒		
フリガナ		続 柄	連 絡 先
氏名			固定電話 - - 携帯電話 - -
住 所	〒		

○ご近所に避難支援に協力して下さる方がいる場合は、ご本人の了承を得た上でご記入ください。

避難支援に協力して下さる方（地域協力者）			
フリガナ		登録者との関係	連 絡 先
氏名		<input type="checkbox"/> 近隣者 <input type="checkbox"/> 自治会 <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 <input type="checkbox"/> その他 ()	固定電話 - - 携帯電話 - -
住 所	〒		

※避難支援に協力して下さる方へ

名簿へのご登録、名簿情報の提供についてご理解いただいた上でご記入ください。

裏へ→

個人情報の取扱い等に関する同意について

※以下の事項をよくご確認のうえ、ご記入ください。

久留米市では、心身の状態などにより災害時に自ら避難すること、又は家族の支援があっても避難することが困難で、避難のために支援が必要な方（避難行動要支援者）の情報を掲載している『避難行動要支援者名簿』を調製しています。

この名簿は、平常時から地域の避難支援等関係者や消防機関、警察署などに提供しておき、日頃の地域での見守り活動や、災害時のスムーズな安否確認や避難情報の伝達等の避難支援に役立てるものです。

地域の避難支援等関係者は、災害時の避難支援を法的に義務付けられたものではないため、この名簿への登録が、確実な避難支援や安全を保証するものではありません。

私は、久留米市避難行動要支援者登録制度を理解し、本登録申込により私が届け出た情報を、本制度の目的の範囲内において、市（福祉部局・防災部局）と久留米広域消防本部、久留米・うきは警察署、久留米市社会福祉協議会、地域の避難支援等関係者〔校区コミュニティ組織（校区自主防災組織）、自治会・区、地区民生委員児童委員協議会、消防団分団、校区社会福祉協議会〕とで平常時から共有することを承諾し、地域の避難支援等関係者による平常時および災害発生時の支援等のため、私の情報を用いることに同意します。

（該当する方に✓を記入してください。）

同意します

同意しません※

登録者氏名 _____

※同意しない場合、平常時の避難支援等関係者への個人情報提供はいたしません。

ただし、災害対策基本法の規定により、災害発生時又は発生するおそれがある場合には、同意の有無に関わらず、個人情報を提供することがあります。

○代筆者・代理登録申込者が記入した場合は、以下をご記入ください。

- 登録者が筆記困難であるため、本人の意思表示のとおり私が代筆いたしました。
- 登録者は意思表示または理解が困難であり、本人の心身の状態等から名簿登録が必要であると思われるため、私が代理で記入いたしました。

住 所： _____

氏 名： _____

登録者との続柄： _____

避難行動要支援者名簿登録（抹消・変更）届

年 月 日

久留米市長あて

(届出者)

氏 名 _____

連 絡 先 _____

名簿登録者との関係

本人 家族・親族 その他 ()

- 避難行動要支援者名簿の登録を抹消したいので、次のとおり届け出ます。
- 避難行動要支援者名簿の登録事項の変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

1 登録者本人の情報（必ず記入してください）

避難行動要支援者名簿登録者			
氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日

2 登録抹消の理由（抹消の場合に記入してください）

登録抹消の理由			
<input type="checkbox"/> 市外への転出	<input type="checkbox"/> 施設入所	<input type="checkbox"/> 長期入院	<input type="checkbox"/> 登録要件非該当
<input type="checkbox"/> 本人の希望	<input type="checkbox"/> その他 ()		

3 変更内容（変更の場合に変更箇所のみ記入してください）

	項 目	変更後の登録事項		
	名簿登録者	住 所		
小学校区			自治会	
電話番号		固定電話 - - FAX - - 携帯電話 - -		
世帯状況		<input type="checkbox"/> ひとり暮らし世帯 <input type="checkbox"/> 同居世帯		
その他				
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 地域協力者 緊急連絡先 (該当欄に✓)		①		②
	氏 名		氏 名	
	住 所		住 所	
	電話番号		電話番号	
	続柄		続柄	

地域協力者登録届出書兼同意書

年 月 日

久留米市長あて

私は、避難行動要支援者名簿登録制度の趣旨を理解し、避難行動要支援者の地域協力者となることを届け出ます。

記

1 地域協力者

フリガナ	
氏名	
住所	久留米市
電話番号	— — / — —

2 担当する避難行動要支援者

氏名	住所

裏面の同意書をご確認ください

個人情報の取り扱い等に関する同意について

※以下の事項をよくご確認のうえ、ご記入ください。

久留米市では、心身の状態などにより災害時に自ら避難すること、又は家族の支援があっても避難することが困難で、避難のために支援が必要な方（避難行動要支援者）の情報を掲載している『避難行動要支援者名簿』を調製しています。

この名簿は、平常時から地域の避難支援等関係者や消防機関、警察署などに提供しておき、日頃の地域での見守り活動や、災害時のスムーズな安否確認や避難情報の伝達等の避難支援に役立てるものです。

地域協力者は、災害時の避難支援を法的に義務付けられたものではないため、この名簿への登録が、確実な避難支援や安全を保証するものではありません。

私は避難行動要支援者名簿登録制度の趣旨を理解し、避難行動要支援者の地域協力者となることを届け出ます。また、届け出た内容を担当する市（福祉部局・防災部局）と久留米広域消防本部、久留米・うきは警察署、久留米市社会福祉協議会、地域の避難支援等関係者〔校区コミュニティ組織（校区自主防災組織）、自治会・区、地区民生委員児童委員協議会、消防団分団、校区社会福祉協議会〕とで平常時から共有することを承諾し、地域の避難支援等関係者による平常時および災害発生時の支援等のため、私の情報を用いること及び地域協力者活動保険への加入のために使用することに同意します。

(✓を記入してください。) 同意します

地域協力者登録者氏名

地域協力者登録（抹消・変更）届

年 月 日

久留米市長あて

(届出者)

氏 名 _____

住 所 _____

連 絡 先 _____

名簿登録者との関係

本人 家族・親族 その他 ()

地域協力者登録の内容に変更が在りましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 地域協力者氏名 _____

(1) 抹消（支援対象から外す）の場合

避難行動要支援者氏名

(2) 変更の場合 ※変更箇所のみ記入

変更後の登録事項	
氏名	
住所	久留米市
電話番号	— —

(3) 抹消・変更の理由

【様式 7】

避難行動要支援者名簿 登録者現況確認結果届

年 月 日

久留米市長あて

団体名 _____

届出者 _____

連絡先 _____

記

避難行動要支援者名簿登録者について現況確認を行った結果、登録抹消・登録内容の変更が必要と思われるため別添のとおり報告します。

※避難行動要支援者名簿・台帳（写）（変更部分朱書き訂正分）を添付

